

機関番号：15401

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2010

課題番号：19530309

研究課題名（和文） 「大日本帝国」下における戦時農地政策の基礎研究

研究課題名（英文） Studies on Farmland Policies in Wartime Japan

研究代表者

坂根 嘉弘 (SAKANE YOSHIHIRO)

広島大学・大学院社会科学研究所・教授

研究者番号：00183046

研究成果の概要（和文）：

戦時農地政策についての先行研究には、戦時農地政策の具体的な運用過程の分析が欠落しているという大きな問題点があった。本研究の課題は、戦時農地政策の運用実績を実証的に明確にし、それをもとに戦時農地政策を評価する点にあった。本研究の結果、戦時農地政策はかなり高い割合で遵守されていないことが明らかとなり、農地改革を見通した戦時農地政策の評価は再考しないといけないことになるであろう。

研究成果の概要（英文）：

The lack of analyses of the specific administrative procedures of farmland policies in wartime Japan, 1937-1945 is a major problem that exists in prior research. The subject of this research is first to clarify the effect of wartime farmland policies, and second to consider the historical significant of wartime farmland policies. Attention is given to the following point relating to the result of this research. It is evident that farmland policies during the war was not observed to any great degree and that it is probably necessary to reconsider assessments of wartime farmland policies focusing on farmland reform.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：経済史、日本、戦時経済、農地政策

1. 研究開始当初の背景

戦時経済統制期の研究が進んできているが、戦時農業問題についての研究は、通史的分析の域を脱し得ない状況にあった。最大の問題は、戦時農地政策の評価が、確実な実証的裏付けをともなっていないことである。

点である。実証レベルが通史的な域を出ていなかったのである。

従来の戦時期における農地政策研究は、『農地制度資料集成』第10巻・補巻2（御茶の水書房、1972年。以下『集成』とする）に依拠してきたのであるが、この『集成』段

階の実証レベルには研究史上大きな限界が存在した。第1に、『集成』第10巻・補巻2の所収資料は、政策立案・立法過程の資料が中心であり、『集成』に依拠した従来の研究ではその評価が政府・農林省の政策意図に沿ったものになりがちであった点である。政策効果がどうであったのか、施行過程でどのような問題が生じたのか、といった点が明らかになっていなかった点である。第2に、『集成』第10巻・補巻2に依拠した研究では、戦時期を通じた農地政策の実績そのものが明らかにされていない点である。『集成』に掲載されている全国レベルの主な実績はだいたい1942年時点ごろまでのものである。1945年までの実績は不明であり、従来の研究は、この間の事情が分からないことから1945年までの丸3年ほどの実績を飛ばして『集成』掲載の1942年頃の実績で戦時農地政策の評価を下していたのである。本研究の課題は、まずもって、いろいろな資料を駆使して、戦時農地政策の実績を明らかにすることにある。

いま一つは、戦前に「外地」といわれた地域の戦時農地政策も含めてトータルに評価することであった。朝鮮・台湾・樺太・南洋群島を含めた「大日本帝国」下の農地政策の分析である。外地の戦時農地政策の分析はまったく進んでいなかった。日本・朝鮮・台湾・樺太・南洋群島におけるそれぞれの戦時農地政策の具体的な実施・運用過程を比較・総合して、「大日本帝国」下の戦時農地政策としての位置付け・意義をトータルに評価する必要があった。

2. 研究の目的

すでに、科学研究費補助金基盤研究（C）「日本における戦時農地政策に関する基礎研究」（平成16年度～19年度、研究代表者坂根嘉弘）で日本における戦時農地政策の研究を進めていた。それを踏まえ、本研究の目的は次の3点にあった。

（1）「日本における戦時農地政策に関する基礎研究」に引続き、日本における戦時農地政策の実施・運用過程に焦点を合わせ、その具体的実相を明らかにすること、であった。日本における戦時農地政策研究については、いわゆる戦時農地三勅令（小作料統制令、臨時農地等管理令、臨時農地価格統制令）のほか、農地調整法、小作調停制度（小作争議の動向も含む）を分析対象とした。

（2）日本での分析手法・成果を前提にしつつ、戦時期の朝鮮・台湾・樺太・南洋群島の農地政策分析をあわせて進め、「大日本帝国」下の戦時農地政策としての評価・意義付けをトータルに行うこと、であった。その際、分

析結果（戦時農地政策の実施運用状況や政策効果の地域的相違）をもとに、分析対象地域の農村社会構造を比較史的に分析することもあわせて目的とした。

3. 研究の方法

研究の方法は以下である。

（1）農林水産省所蔵にかかる農地関係の行政文書資料の収集。

この資料群は、資料的価値が極めて高いものであり、本研究の基礎資料となったものである。この資料群は、かなり膨大に存在したため、とりあえずは、すべての文書に目を通し、その内容をノートに摘記する作業を行った。それをもとに、研究課題ごとに、時間をかけて関係文書を閲覧、写真撮影による文書資料収集を行った。文書の撮影はデジタルカメラを用い、コンパクトフラッシュを記憶媒体にして、HDの容量の大きいノートパソコンにどんどん記憶させる方法をとった。

資料収集の対象としたのは、農地調整法、小作争議、小作調停制度、小作料統制令、臨時農地等管理令、臨時農地価格統制令、である。農地調整法と小作料統制令の資料群が内容的に充実していた。

（2）全国の道府県における戦時期行政文書資料の収集。

北海道立図書館・北海道立文書館・北海道開拓記念館から、沖縄県立図書館・沖縄県公文書館まで、できる限り、関連文書資料収集の努力を行った。文献資料収集の方法は、コピー複写可能な文書はコピーで収集し、コピーが出来ない文書資料は、農林省所蔵文書と同じように、デジタルカメラによる写真撮影を行った。

これらの施設での目的は次の4点にあった。

①道府県の公報を検索して、戦時農地政策関係の資料を収集すること。

②道府県の戦時期行政文書を、各施設にある文書目録を頼りに検索すること。

③戦前に道府県が発行した刊本の中から、戦時農地政策関係の刊本がないかどうか、検索すること。

④道府県で、すでに刊行されている研究書や自治体史を検索し、戦時農地政策関係の文書資料を収集すること。

以上が、道府県調査で行った作業である。結果的には、北海道、秋田、岩手、宮城、群馬、茨城、新潟、富山、埼玉、愛知、滋賀、京都、山口、島根、鳥取、宮崎で、戦時期行政文書を収集することが出来た。

（3）全国の市立文書館で戦時農地政策関係資料を収集すること。

八潮市立資料館、舞鶴市郷土資料館、松本市文書館、飯田市歴史研究所、広島市公文書

館、福山市しんいち歴史民俗博物館、横手市平鹿図書館で行った。

なお、資料収集の過程で制約となったのは、個人情報保護を理由にした、閲覧不許可であった。富山県公文書館、大分県公文書館、広島市公文書館では、対象文書を前にしながら閲覧できなかった。

(4) 戦時時期に刊行された戦時農地政策関係の刊本類を収集すること。

広島大学図書館には、ほとんど戦前の刊本類が所蔵されていないため、主に、農林水産省農林水産政策研究所、北海道大学、東京大学、京都大学、大阪府立図書館、神戸市立図書館で、戦時農地政策関係の刊本類を収集した。農林水産政策研究所を除き、ほとんど、コピー複写で収集した。農林水産政策研究所の所蔵文献は写真撮影を行った。

(5) 日本・朝鮮・台湾・樺太・南洋群島における戦時農地政策関係資料の収集。

①朝鮮については、朝鮮総督府文書(韓国政府記録保存所:大田市)が調査対象となった。『政府記録保存文書索引目録』(京都大学、一橋大学に所蔵)により検索を行ったが、戦時農地政策関係の直接の資料は、保存されていない。関連資料として、『昭和17年度府尹郡守会議報告書綴』、『情報週間展望』、『昭和17年現下食糧事情ヲ繞ル治安対策』、『経済治安日誌』を収集した。刊本類では、『朝鮮農会報』、『帝国議会説明資料』『朝鮮金融組合連合会調査彙報』、『殖銀調査月報』で、戦時農地政策関連資料を収集した。

②台湾については、台湾総督府文書は国史館台湾文献館に所蔵されているが、文書整理が戦時時期にまで及んでおらず、閲覧できなかった。『台湾農会報』、『台湾農業年報』で関連資料を収集した。

③樺太については、行政文書は北海道立文書館に所蔵されているが、予算関係が中心であるため、戦時農地政策関係は所蔵されていない。一部関係資料は収集した。

④南洋群島については、新聞資料以外では関連資料は得られなかった。

以上により、収集した文書を読み込み、戦時農地政策の実施運用過程を明らかにした。特に、各政策の実績の確定に力を入れた。

4. 研究成果

(1) 主な研究成果

研究成果は、主に以下の二つに分けられる。

①戦時農地政策に関する資料の公表

本研究の資料的基礎となった農林省行政文書には、公表されていない戦時農地政策についてのデータが多く含まれていた。通常、戦時期の諸政策については、すぐに敗戦となったため、運用実績などが公表されないまま

になってしまうことが多かった。戦時農地政策も同様であった。そのごく一部が『集成』第10巻・補巻2に掲載されているという状況であった。坂根が閲覧しえた農林省文書には、公表されていないが、研究上、非常に重要と思われる資料が多く存在したので、特に、各政策の実績を示すデータを中心に、坂根が整理・一次的加工を行った上で、公表していた。

その成果は、勤務先の学術紀要である『広島大学経済論叢』に15回にわたり掲載した。特筆すべき資料としては、農地にかかわる資料、農地調整法関係のデータ、小作争議・小作調停関係のデータ、小作料統制令のデータ、臨時農地等管理令・臨時農地価格統制令のデータがある。すべて、初公開となる資料で、研究に裨益するところは大きいと確信している。

小作料統制令については、小作料適正化事業の市町村について、農林省文書『小作料統制事業認可市町村一覧』と道府県の公報から拾い上げたデータを照合・統一して、小作料適正化事業一件ずつのデータベースを作り上げた。かなり根気と時間を要する作業であった。これが、今後の小作料適正化事業の基礎資料となることは間違いない。

これら初公開の資料は、すべて広島大学図書館のリポジトリで公開し、学会の共有財産となっている

②研究成果を論文として公表

収集した資料を分析して、研究論文として公表した。これまでに、小作料統制令第4条による小作料適正化事業について、小作料統制令第6条による小作料引下げ命令について、臨時農地等管理令第10条による農地作付統制について、臨時農地等管理令・臨時農地価格統制令の統制違反について、農地調整法による農地委員会について、の研究論文を公表してきた。

さらに、臨時農地等管理令第3条・第5条・第7条の運用実績について、茨城県を事例に検討した。この論文により、戦時農地政策の運用についての特徴点をまとめておくと次のようになる。(ア) 戦時農地政策については幾つかの法令が出されているが、その法令によって比較的遵守された法令とザル法的状況の法令とがあったことである。小作料統制令は前者の事例であり、臨時農地価格統制令は後者の事例である。臨時農地等管理令は条文によってその幅が大きかった事例である。(イ) 同じ法令でも、地域(道府県)によってその幅が生じたことである。道府県の行政官による判断の相違である。臨時農地等管理令についていえば、一般住宅による農地潰廃を認めるかどうかで、地域によりかなり幅が生じていた。(ウ) 遵守されなかった法令では、巨大な「闇」が生じていたことにな

る。統制違反（国家総動員法違反）である。従来、この「闇」については、ほとんど考慮されてこなかった。従来の研究では、実態を明確にして評価するのではなく、農林省が出している法令の解説書の類をもとに、だいたいにおいてその政策意図どおりに運用されたことを前提に評価を行ってきたのである。いわば、この解説書をなぞるかたちでの評価であった。したがって、「闇」行為については、ほとんど考慮せずに評価してきたのである。本研究の一番の功績は、戦時農地政策法令の運用実態を明確にすることによって、この「闇」行為を鮮明にしたことである。

（2）成果の位置づけ

従来、研究史上の論争点として、戦前と戦後とを連続的に把握するか、断絶したものとして把握するかという論争が行われてきた。この議論のなかでの農業の扱いは次のようになっていた。連続説の場合は、小作料統制・適正小作料の設定、農地価格統制、自創事業の拡大、食糧統制などの戦時農地政策で小作料率は急速な実質的低下をみており、農地改革への地ならしが事実上進んでいた（大内力氏）という理解である。いわば、帝国主義段階における農政の社会政策化の一環として戦前と戦後を連続的に理解するという立場である。断絶説は、農地調整法、小作料統制令、臨時農地価格統制令、米穀国家管理といった戦時農地政策が、根底的に地主小作関係そのものの変革を意図したものではなかったとして、戦前と戦後には構造的特質の差異、すなわち一定の断絶が存在するという主張であった（大石嘉一郎氏）。この場合には、農地改革の意義が非常に高く評価されることになる。

本研究成果の位置付けは、以下である。そもそも連続説や断絶説の実証的根拠は確かなものではないのであり、確かな実証的根拠をもって評価すべきである。本研究成果の分析結果によれば、単純に断絶とか連続とか評価し得ないのであり、ある場面では連続しているが、他の場面では断絶しており、単純にどちらかの立場にたって評価すべきではなからう。もう少し言えば、そもそも連続・断絶にこだわる必要はなく、そのような問題設定は、講座派・宇野派というそれぞれの理論的立場から生じてきているのであり、そのような問題設定をする必要はなく、むしろかかる問題設定はこの時期の事実認識を誤る側面があるのではなからうかということである。

（3）研究のインパクト

戦時農地政策について、運用実績を確定し、それに基づき評価を行ったことは特筆すべきことだといえる。従来の研究レベルを大き

く引き上げたといえる。もう一つは、その運用実績の検討によって、従来、曖昧にされていた「闇」行為の実態をあぶり出し、その大きさを確定したことである。この点は戦時農地政策評価の根幹にかかわる点であり、重要である。

経済史の分野では、通常、研究のインパクトをはかりにくい。ここでは、少しでも客観性をもたせるために、同じ農業史研究分野の第三者による坂根の戦時農地政策研究についての評価を引用して、本研究のインパクトをはかる素材にしたい。

野田公夫京都大学教授（日本農業史）の次の評価を引用させていただきたい。坂根の戦時農地政策についての研究成果を紹介した後、次のように述べておられる。「坂根氏は、一連の研究を通じて、①統制実績には地域差が甚だしく大きい、②統制対象による統制機能の格差もまた極めて大きい、さらに③申請事案に対しては厳格な対処がされながら他方では巨大な「闇部分」が存在する等々の諸点を明らかにし、④従来の研究はこれらの諸点を看過しており、結果として戦時体制に過大な評価を与えてきたことを明らかにした。かかる研究が含意するものは、以上のような戦時体制の孕んでいた致命的な弱点を克服したものである。戦後改革の意義を再度見直すべきだということである。戦後改革は①～③の問題状況を一変させる画期的意義をもっていたのであり、単純な連続説では説明できない大きな亀裂が敗戦期に存在していることを、実証水準を一気に引き上げることによって確認したのである。」（野田公夫「断絶説か連続説か」『農業史研究』第40号、98頁）。

この野田氏の評価にあるように、従来の研究・実証水準を一気に引き上げたということをもって、研究のインパクトとしたい。

（4）研究成果の公表

研究成果の公表については、『日本における戦時農地政策の研究』（仮題）並びに『日本戦時農地政策資料集』（仮題）の2冊を刊行したいと考えている。ただし、『日本戦時農地政策資料集』（仮題）は、「資料集」であるため版元の目処がたっておらず、不確定である。『日本における戦時農地政策の研究』（仮題）は是非とも刊行したいと考えている。「外地」の農地政策については、現在まで個別論文の形で公表するにいたっていない。思ったよりも資料が少なかったことが理由である。この「外地」については、何らかの形で公表できるよう努力したい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

1. 斉藤利佳・坂根嘉弘、戦時期・戦後改革期農地委員会の年齢構成に関する基礎研究、農業史研究、査読有、第43号、2009、pp49-58.
2. 坂根嘉弘、日本における戦時期農地・農地政策関係資料(15)、広島大学経済論叢、査読無、第31巻第3号、2008、pp59-70.
http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/kiyo/AN00213519/HER_32-1_59.pdf
3. 坂根嘉弘、日本における戦時期農地・農地政策関係資料(14)、広島大学経済論叢、査読無、第32巻第1号、2008、pp65-104.
http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/kiyo/AN00213519/HER_31-3_65.pdf
4. 坂根嘉弘、日本における戦時期農地・農地政策関係資料(13)、広島大学経済論叢、査読無、第31巻第2号、2007、pp99-136.
http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/kiyo/AN00213519/HER_31-2_99.pdf
5. 坂根嘉弘、臨時農地等管理令に関する基礎研究－臨時農地等管理令第3条・第5条・第7条を中心に－、広島大学経済論叢、査読無、第31巻第1号、2007、pp83-122.
http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/kiyo/AN00213519/HER_31-1_83.pdf

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計3件)

1. 木村茂光編、吉川弘文館、日本農業史、2010年、p417 (pp255-336)
2. 藤井譲治・伊藤之雄編、ミネルヴァ書房、日本の歴史 近世・近現代編、2010年、p417 (pp245-276)
3. 今西一編、日本経済評論社、世界システムと東アジア－小経営・国内植民地・「植民地近代」、2008年、p269 (pp74-105)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂根 嘉弘 (SAKANE YOSHIHIRO)

広島大学・大学院社会科学部・教授

研究者番号：00183046

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者
なし ()

研究者番号：